

第14回 新型コロナウイルス感染症に関する対策本部会議 議事録（抜粋）

日時：令和2（2020）年4月7日（火）15時00分～

会場：本庁5階 第一委員会室

1 感染防止に向けた今後の対応について

◇ 政府による緊急事態宣言の発令

- ・ 本日夕方、7都府県を対象として緊急事態宣言が発令される
- ・ 期間は4月8日から5月6日までの約1か月間となる予定
- ・ 市の対策本部は、緊急事態宣言の発令に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条に基づいた対策本部に移行となる

◇ 国による緊急経済対策

- ・ 国は大規模な経済対策を検討している。各部署においても情報収集し対応願う

2 その他

- ・ 感染拡大防止のため、別紙チラシ（新型コロナウイルス感染防止のために市民の皆様へお願い）を4月8日（水）の朝刊折り込みで配布する
 - 一人一人の意識・行動の大切さ、疑わしい症状が出た場合の対応、万が一に備えて行動歴の記録を呼びかけ、など
- ※ 同チラシは、公共施設窓口から4月6日（月）からチラシを設置済
柏崎市役所・高柳町事務所・西山町事務所・元気館・市民プラザ・ソフィアセンター・柏崎市総合体育館
- ※ 市公式ホームページからもダウンロードできる
- ・ 6月21日実施予定の防災総合訓練は中止する
- ・ 4月7日から学校が再開し、布マスク6,500枚を6日までに各学校に配布した。

3 本部長指示

（副本部長）

- ・ 緊急事態宣言が発令されるが、対象地域からの人の流れや対象地域の動向には十分注意を払うこと。

（本部長）

- ・ 国から学校へのマスク配布時期については、県を通じて確認すること。
- ・ 1月下旬から対応を開始し、現在、市内に感染者は発生していない。緊張感を保持し続けるのは難儀であるが、公務員として職務を全うすること。